

京丹波町立認定こども園インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町立認定こども園における就業体験の機会を学生に与えることにより、就業意識の向上及び町政に対する理解を深めることを目的として、学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、保育士及び幼稚園教諭の養成課程のある大学、短期大学及び高等専門学校等に在籍する学生及び生徒とする。

(期間)

第3条 インターンシップの期間は、インターンシップを開始した日から30日以内の間で町長が必要と認める期間とする。

(受入手続)

第4条 京丹波町立認定こども園におけるインターンシップを希望する者（以下「インターン希望者」という。）は、町長に対して京丹波町立認定こども園インターンシップ受入申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出するものとする。

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、選考の上、インターンシップの受入の可否を決定し、インターン希望者に対し京丹波町立認定こども園インターンシップ受入決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、前項により受入の決定をしたときは、受入の決定を受けた者（以下「インターン生」という。）を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に基づき、会計年度任用職員として任用するものとする。

(給与等)

第5条 町長は、インターン生に対して、京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号）に基づき、給与及び費用弁償を支給するものとする。

(インターン生の服務)

第6条 インターン生は、京丹波町職員としての身分を有するものとする。

2 インターン生は、認定こども園の管理監督者の指示に従い、職務に専念しなければならない。

3 インターン生は、就業時間中は、京丹波町職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

4 インターン生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

5 インターン生は、インターンシップにより知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。インターンシップ終了後においても同様とする。

(インターンシップの中止)

第7条 インターン生は、インターンシップを中止しようとするときは、町長に対して京丹波町立認定こども園インターンシップ中止届兼退職届（様式第3号）を提出するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、インターンシップを中止することができる。

（1） インターン生がこの要綱の規定に反する行為をしたとき。

（2） インターンシップを継続することにより、認定こども園の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

（3） その他インターンシップの目的を達成することが困難であると認めるとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

京丹波町立認定こども園インターンシップ受入申込書

年 月 日

京丹波町長 様

住所  
氏名

京丹波町立認定こども園インターンシップ実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
住所	〒	
学校名・学部・学科	(学生証の写しを添付してください。)	
学年		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
インターンシップ 希望内容	開始年月日	年 月 日 ( )
	曜日又は 週当たりの日数	
	時間帯	
	施設	<input type="checkbox"/> たんばこども園 <input type="checkbox"/> みずほこども園 <input type="checkbox"/> わちこども園 ※希望する園にチェックしてください。
特記事項		

※特記事項欄には、体験してみたいこと、学びたいこと、その他希望することがあれば記入してください。

※他のインターンシップの受入状況や各こども園の状況により、希望に添えない場合があります。

様式第2号（第4条関係）

京丹波町立認定こども園インターンシップ受入決定通知書

年 月 日

様

京丹波町長

年 月 日付で受入申込みのあったインターンシップについて、京丹波町立認定こども園インターンシップ実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

インターン生 氏 名	
受入施設	
受入期間	
時 間	
業務内容	
町連絡先	

様式第3号（第7条関係）

京丹波町立認定こども園インターンシップ中止届兼退職届

年 月 日

京丹波町長 様

住所  
氏名

京丹波町立認定こども園インターンシップ実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおりインターンシップの中止及び会計年度任用職員としての退職を届け出ます。

記

インターンシップ 中止年月日 (退職年月日)	年 月 日
中止（退職） の理由	